規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法の一部を改正する法律案
政策の名称	特定工事に該当するか否かの調査の実施、及びその結果の説明等
担当部局·評価者	環境省水·大気環境局大気環境課長 大森 豊緑 電話番号:03-5521-8349 E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp
評価実施時期	平成25年2月18日
規制の目的、内容及び必	公要性並びに生じる費用、便益
目 的	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る石綿飛散防止対策の更なる強化を図り、特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止する。
内 容	解体等工事の受注者(工事施工者)は、当該工事が特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。)に該当するか否かの調査結果等を、発注者に説明するとともに、解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。
関連条項	改正後の法第18条の17
必要性	近年、特定建築材料(吹き付け石綿等)が使用されている建築物や煙突の解体等工事において、石綿の飛散事例が確認されるとともに、平成40年頃をピークに、全国的にこれらの建築物等の解体・改修工事が増加することが予想されることから、建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要。
費用	
遵守費用	受注者から発注者への調査結果の説明を行うための書面作成の作業及び説明に要する費用等が発生する。なお、個別の費用については、各施設の規模等により異なると想定され、推計することは困難である。
行政費用 その他の費用	新たな負担は発生しない。 新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	発注者又は自主施工者において、特定建築材料の使用状況が把握され、対策の必要性について十分に認識することが制度的に担保されることにより、大気汚染防止法に基づく発注者に義務づけられている特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出が適切に行われること及び特定建築材料の除去に要する費用を含む契約が推進されることにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築することができる。 さらに、受注者(工事施工者)による事前調査の実施及び調査結果の解体等工事の場所での掲示については、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則においても義務付けられており、この取組を活用して、大気汚染防止の観点から、周辺住民への情報開示の推進を図ることができる。

想定される代替案 解体等工事の発注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かの調査を実施するとともに、その結果等 を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。 費 用 実際には発注者が事前調査を本体工事と分離発注するため、改正案で想定する-遵守費用 代 体的に発注する場合と比べて費用がかさむ可能性がある。 替 ----新たな費用は発生しない。 行政費用 [案] 新たな負担は発生しない。 その他の費用 便 益 代替案①では、調査の実施主体が関係法令(労働安全衛生法、建設リサイクル法)と 異なることにより手続きが煩雑となり、現場に混乱を生ずる可能性がある。また、発注 者が調査義務が課されている解体等工事か否かを判断することは困難であるととも に、発注者が調査実施に必要となる専門的知識を十分に有さない場合には適切な 調査が実施されない等の問題の発生の懸念がある。

想定	想定される代替案					
	特定建築材料の調査に関する指針を設け、行政指導によりその遵守を図る。					
	費	用				
115		遵守費用	新たな負担は発生しない。			
代替案		行政費用	行政指導に要する費用が発生する。			
		その他の費用	新たな負担は発生しない。			
2	便	益	代替案②のみでは、指針の遵守が任意であり、法令に基づく適正な事前調査及び 飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性が工事の費用負担者である発注 者に十分認識されないこと等により、届出が適切に行われないなど、石綿の飛散防 止対策の確実な遵守を担保することはできない。			

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:改正案では、受注者(工事施工者)から発注者への調査結果の説明等を行うための書面の作成等が発生する。また、代替案①では実際には発注者が事前調査を本体工事と分離発注するため、一体的に発注する場合と比べて費用がかさむ可能性がある。代替案②では、行政指導に要する費用が発生する。

便益:改正案は、現状、代替案②に比べ、特定建築材料の調査の確実かつ適正な履行が担保されるとともに、工事の費用負担者である発注者が、法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識することとなるため、石綿の飛散による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができるようになる。また、代替案①と比較して、現状も、特定粉じん排出等作業の届出の前提行為として、受注者(工事施工者)が特定工事に該当するか否かの事前調査を行っていることと整合するとともに、調査の実施主体が石綿除去に関係する法令(労働安全衛生法、建設リサイクル法)と齟齬がないことにより、適切に調査が実施されないというような問題の発生の懸念が少ない。

さらに、受注者(工事施工者)による事前調査結果の解体等工事の場所での掲示については、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則においても義務付けられており、この取組を活用して、大気汚染防止の観点から、周辺住民への情報開示の推進を図ることができる。

改正案が実施されることで、特定粉じん排出等作業の現場における石綿飛散防止対策が適切に実施され、その 結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができるため、改正案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」(平成25年2月中央環境審議会答申)(抄) 現行の大防法では、特定工事の施工業者が、特定粉じん排出等作業実施届出を都道府県等に提出すること になっている。特定粉じん排出等作業に該当するか否かを判断するには、事前に調査することが必要であるため、現行制度でも施工業者等が事前調査を行うことを前提としているが、事前調査の実施については、大防法上、明示的な義務としては規定されていない。

しかしながら、事前調査が適切に実施されていないため石綿が使用されているにもかかわらず、それに「気づかない」あるいは「ない」という認識のもとで届出がなされないという問題が指摘されている。こうした場合、当該届出が提出されていない建築物等の解体・改造・補修現場については、都道府県等は把握できず、特定建築材料の使用状況や飛散防止対策の状況を確認することが困難である。

(中略)

建築物の解体工事等(改造、補修を含む)に先立ち、適切な事前調査を行い特定建築材料の使用状況を把握することにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築するため、大防法において事前調査の実施を義務付ける必要がある。

(中略)

発注者が届出等の義務を確実に果たせるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務付けるなど、専門的知識を有する建設業者から発注者への支援が必要である。

(中略)

また、発注者が個人や小規模事業者であっても届出義務を適切に履行できるようにするためには、工事を請け負おうとする建設業者から発注者への事前調査の結果や届出事項に関しての説明を、法令上の義務として規定することが必要である。

(中略)

事前調査の結果等の更なる情報開示が必要ではないかとの指摘もあり、今回検討している制度改正に伴い、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備考

規制に係る事前評価書(要旨)

【 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 】

	汚染防止法の一部を改止					
規制の内	* H	特定工事に該当するか否かの調査の実施、及びその結果の説明等				
担当部局		環境省水・大気環境局大気環境課 電話番号:03-552	1-8349 E-mail: kanri-kanky	o@env.go.jp		
評価実施時期		平成25年2月18日				
		【目的】特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る石綿飛散防」 【内容】解体等工事の受注者(工事施工者)は、当該工事が特定 を、 発注者に説明するとともに、解体等工事の場所に掲示し	E事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を	という。) に該当するか否かの調査結果等		
規制の目的、内容及び必要性等		発注者に説明するとともに、解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。 【必要性】近年、特定建築材料(吹き付け石綿等)が使用されている建築物や煙突の解体等工事において、石綿の飛散事例が確認されるとともに、平成 30~40年頃をピークに、全国的にこれらの建築物等の解体・改修工事が増加することが予想されることから、建築物の解体等時における石綿の 飛散防止対策の更なる強化が必要。				
		関連条項 改正後の法第18条の17				
想定され	れる代替案	代替案① 解体等工事の発注者は、当該工事が特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。)に該当するか否かの調査を実施するとともに、 その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。 代替案②				
		特定建築材料の調査に関する指針を設け、行政指導によりその遵守を	を図る。			
規制の費	費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合		
	(遵守費用)	受注者から発注者への調査結果の説明を行うための書面作成の作業及び説明に要する費用等が発生する。なお、個別の費用については、各施設の規模等により異なると想定され、推計することは困難である。	実際には発注者が事前調査を本体工事と分離発注するため、改正案で想定する一体的に発注する場合と比べて費用がかさむ可能性がある。	新たな負担は発生しない。		
	(行政費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。	行政指導に要する費用が発生する。		
	(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る 影響はない。	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。		
規制の便	更益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合		
		発注者又は自主施工者において、特定建築材料の使用状況を把握され、対策の必要性について十分に認識することが制度的に担保されることにより、大気汚染防止法に基づく発注者に義務づけられている特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出が適切に行われること及び特定建築材料の除去に要する費用を含む契約が推進されることにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築することができる。 さらに、受注者(工事施工者)による事前調査の実施及び調査結果の解体等工事の場所での掲示については、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則においても義務付けられており、この取組を活用して、大気汚染防止の観点から、周辺住民への情報開示の推進を図ることができる。	代替案①では、調査の実施主体が関係法令 (労働安全衛生法、建設リサイクル法)と 異なることにより手続きが煩雑となり、現 場に混乱を生ずる可能性がある。また、発 注者が調査義務が課されている解体等工事 か否かを判断することは困難であるととも に、発注者が調査実施に必要となる専門的 知識を十分に有さない場合には適切な調査 が実施されない等の問題の発生の懸念があ る。	代替案②のみでは、指針の遵守が任意であり、法令に基づく適正な事前調査及び飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性が工事の費用負担者である発注者に十分認識されないこと等により、届出が適切に行われないなど、石綿の飛散防止対策の確実な遵守を担保することはできない。		

政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用:改正案では、受注者(工事施工者)から発注者への調査結果の説明等を行うための書面の作成等が発生する。なお、個別の費用については、各施設の規模等により異なると想定され、推計することは困難である。また、代替案①では実際には発注者が事前調査を本体工事と分離発注するため、改正案で想定される一体的に発注する場合と比べて費用がかさむ可能性がある。代替案②では、行政指導に要する費用が発生する。 便益:改正案は、現状、代替案②に比べ、特定建築材料の調査の確実かつ適正な履行が担保されるとともに、工事の費用負担者である発注者が、法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識することとなるため、石綿の飛散による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができるようになる。また、代替案①と比較して、現状も、特定粉じん排出等作業の届出の前提行為として、受注者(工事施工者)が特定工事に該当するか否かの事前調査を行っていることと整合するとともに、調査の実施主体が石綿除去に関係する法令(労働安全衛生法、建設リサイクル法)と齟齬がないことにより、適切に調査が実施されないというような問題の発生の懸念が少ない。さらに、受注者(工事施工者)による事前調査結果の解体等工事の場所での掲示については、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則においても義務付けられており、この取組を活用して、大気汚染防止の観点から、周辺住民への情報開示の推進を図ることができる。
	改正案が実施されることで、特定粉じん排出等作業の現場における石綿飛散防止対策が適切に実施され、その結果、人の健康や生活環境への被害の発 生を防止することができるため、改正案は有効である。
	「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」(平成25年2月中央環境審議会答申)(抄)現行の大防法では、特定工事の施工業者が、特定粉じん排出等作業実施届出を都道府県等に提出することになっている。特定粉じん排出等作業に該当するか否かを判断するには、事前に調査することが必要であるため、現行制度でも施工業者等が事前調査を行うことを前提としているが、事前調査の実施については、大防法上、明示的な義務としては規定されていない。しかしながら、事前調査が適切に実施されていないため石綿が使用されているにもかかわらず、それに「気づかない」あるいは「ない」という認識のもとで届出がなされないという問題が指摘されている。こうした場合、当該届出が提出されていない建築物等の解体・改造・補修現場については、都道府県等は担握できず、特定建築材料の使用状況や飛散防止対策の状況を確認することが困難である。 (中略)建築物の解体工事等(改造、補修を含む)に先立ち、適切な事前調査を行い特定建築材料の使用状況を把握することにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築するため、大防法において事前調査の実施を義務付ける必要がある。 (中略)発注者が届出等の義務を確実に果たせるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務付けるなど、専門的知識を有する建設業者から発注者への支援が必要である。 (中略)また、発注者が個人や小規模事業者であっても届出義務を適切に履行できるようにするためには、工事を請け負おうとする建設業者から発注者への事前調査の結果や届出事項に関しての説明を、法令上の義務として規定することが必要である。 (中略)事前調査の結果等の更なる情報開示が必要ではないかとの指摘もあり、今回検討している制度改正に伴い、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。
備考	

規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法の一部を改正する法律案
政策の名称	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更
担当部局•評価者	環境省水·大気環境局大気環境課長 大森 豊緑 電話番号:03-5521-8349 E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp
評価実施時期	平成25年2月18日
規制の目的、内容及び	『必要性並びに生じる費用、便益
目 的	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る石綿飛散防止対策の更なる強化を図り、特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止する。
内 容	現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業(吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業)を伴う建設工事の実施の届出について、当該作業を行う事業者から、解体等工事の発注者又は自主施工者に変更することとする。
関連条項	第18条の15
必要性	近年、特定建築材料(吹き付け石綿等)が使用されている建築物や煙突の解体等工事において、石綿の飛散事例が確認されるとともに、平成40年頃をピークに、全国的にこれらの建築物等の解体・改修工事が増加することが予想されることから、建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要。
費用	
遵守費用	解体等工事の発注者又は自主施工者に、届出書類の作成が発生する。(なお、発注者から工事を請け負った施工者については、これまで発生していた届出書類の作成費用が発生しないこととなる。)
行政費用 その他の費用	新たな負担は発生しない。 新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	発注者に特定粉じん排出等作業実施を伴う建設工事の実施の届出義務を課すことで、費用負担者である発注者が法令に基づく適正な事前調査及び飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識し、適正な契約を通じて工事に係る費用を適切に負担すること、また、当該工事を請け負う建設業者も不適切な工事をした場合には、届出者である発注者にも責任が及ぶことを懸念して、適切な工事の施工が促進されることにより、石綿の飛散防止を図ることが期待される。

想定	想定される代替案					
	適切な石綿の飛散防止対策を行うべき旨の行政指導を強化する。					
	費	用				
115		遵守費用	新たな負担は発生しない。			
代替		行政費用	行政指導に要する費用が発生する。			
案		その他の費用	新たな負担は発生しない。			
1)	便	益	代替案のみでは、法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性が工事の費用負担者である発注者に十分認識されないこと等により、石綿の飛散防止対策のための作業基準の遵守義務の確実かつ適正な履行を担保することはできない。			

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:改正案では、解体等工事の発注者又は自主施工者に、届出書類の作成が発生する。また、代替案①では、行政指導等に要する費用が発生する。

便益:改正案は、現状及び代替案①に比べ、発注者に特定粉じん排出等作業実施を伴う建設工事の実施の届出義務を課すことで、費用負担者である発注者が法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識し、契約を通じて工事に係る費用を適切に負担すること、また、当該工事を請け負う建設業者も不適切な工事をした場合には、届出者である発注者にも影響が及ぶことを懸念して、適切な工事の施工がされることにより、石綿の飛散防止を図ることが期待される。

改正案が実施されることで、工事に係る契約を通じて、特定粉じん排出等作業の現場における石綿飛散防止対 策が適切に実施され、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができるため、改正案は 有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」(平成25年2月中央環境審議会答申)(抄)

現行の大防法では、施工業者が特定粉じん排出等作業の実施の届出の義務者となっているため、届出が行われない場合において、義務違反を問われるのは施工業者となっている。このため、発注者が契約上優位な立場にあることを背景に、施工業者に対してできるだけ低額、短期間の工事を求め、施工業者がこれに従わざるを得ないことや、施工業者も低額、短期間の工事を提示することで契約を得ようとすることにより、届出がなされないことが問題となっている。

原因者負担の原則を考慮すれば、発注者と施工業者の関係については、費用負担者である発注者が、石綿の 飛散を伴う工事についてはその工事を注文する者として適切に役割を担い、施工業者は請け負った工事を専門 的知識に基づき適正に実施する役割を担うことが適当と考えられる。

すなわち、解体工事等が特定粉じん排出等作業を伴うものである場合については、その届出の義務者を施工業者から変更し、工事を請け負おうとする建設業者から届出事項に関しての説明を受けた発注者に、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すこととすることが適当と考えられる(この場合、現行の建り法の対象建設工事の届出とも、届出の主体が整合することとなる。なお、建り法の届出では建築士等が代行することが認められており、特定粉じん排出等作業の実施の届出も代行を認めて差し支えない。)。このように、特定工事において契約上優位な立場にある発注者に届出が義務付けられることにより、事前調査や届出が円滑に進むと考えられる。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備	考				

規制に係る事前評価書 (要旨)

【 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 】

	汚染防止法の一部を改正					
規制の内		特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更				
担当部局		環境省水・大気環境局大気環境課 電話番号:03-5521	-8349 E-mail: kanri-kankyo@env.go.jp			
評価実施時期		平成25年2月18日				
規制の目的、内容及び必要性等		【目的】特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る石綿飛散防止対策の更なる強化を図り、特定粉じんの飛散等による人への健康に係る被害を防止する。 【内容】現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業(吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業。)を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。 【必要性】近年、特定建築材料(吹き付け石綿等)が使用されている建築物や煙突の解体等工事において、石綿の飛散事例が確認されるとともに、平成30~40年頃をピークに、全国的にこれらの建築物等の解体・改修工事が増加することが予想されることから、建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要。 関連条項 第18条の15				
		代替案①				
相定され	いる代替案	適切な石綿の飛散防止対策を行うべき旨の行政指導を強化する。				
	VOINER	代替案②				
規制の費	B III	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合		
規制の負	[用	賃用の安系	1、俗条①の場合	1、首条包砂場官		
	(遵守費用)	解体等工事の発注者又は自主施工者に、届出書類の作成が発生する (なお、発注者から工事を請け負った施工者については、これまで 発生していた届出書類の作成費用が発生しないこととなる。)。	新たな負担は発生しない。			
	(行政費用)	新たな負担は発生しない。	行政指導に要する費用が発生する。			
	(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る 影響はない。	新たな負担は発生しない。			
規制の便	更益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合		
		発注者に特定粉じん排出等作業実施を伴う建設工事の実施の届出義務を課すことで、費用負担者である発注者が法令に基づく適正な事前調査及び飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識し、適正な契約を通じて工事に係る費用を適切に負担すること、また、当該工事を請け負う建設業者も不適切な工事をした場合には、届出者である発注者にも責任が及ぶことを懸念して、適切な工事の施工が促進されることにより、石綿の飛散防止を図ることが期待される。	代替案のみでは、法令に基づく適正な事前 調査・飛散防止対策に係る費用を負担する ことの必要性が工事の費用負担者である発 注者に十分認識されないこと等により、石 綿の飛散防止対策のための作業基準の遵守 義務の確実かつ適正な履行を担保すること はできない。			

政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用:改正案では、解体等工事の発注者又は自主施工者に、届出書類の作成が発生する。また、代替案①では、行政指導に要する費用が発生する。 便益:改正案は、現状及び代替案①に比べ、発注者に特定粉じん排出等作業実施を伴う建設工事の実施の届出義務を課すことで、費用負担者である発 注者が法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識し、契約を通じて工事に係る費用を適切に負担す ること、また、当該工事を請け負う建設業者も不適切な工事をした場合には、届出者である発注者にも影響が及ぶことを懸念して、適切な工事 の施工がされることにより、石綿の飛散防止を図ることが期待される。
	改正案が実施されることで、工事に係る契約を通じて、特定粉じん排出等作業の現場における石綿飛散防止対策が適切に実施され、その結果、人の 健康や生活環境への被害の発生を防止することができるため、改正案は有効である。
有識者の見解その他の関連事項	「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」(平成25年2月中央環境審議会答申)(抄) 現行の大防法では、施工業者が特定粉じん排出等作業の実施の届出の義務者となっているため、届出が行われない場合において、義務違反を問われるのは施工業者となっている。このため、発注者が契約上優位な立場にあることを背景に、施工業者に対してできるだけ低額、短期間の工事を求め、施工業者がこれに従わざるを得ないことや、施工業者も低額、短期間の工事を提示することで契約を得ようとすることにより、届出がなされないことが問題となっている。 原因者負担の原則を考慮すれば、発注者と施工業者の関係については、費用負担者である発注者が、石綿の飛散を伴う工事についてはその工事を注文する者として適切に役割を担い、施工業者は請け負った工事を専門的知識に基づき適正に実施する役割を担うことが適当と考えられる。すなわち、解体工事等が特定粉じん排出等作業を伴うものである場合については、その届出の義務者を施工業者から変更し、工事を請け負おうとする建設業者から届出事項に関しての説明を受けた発注者に、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すこととすることが適当と考えられる(この場合、現行の建り法の対象建設工事の届出とも、届出の主体が整合することとなる。なお、建り法の届出では建築士等が代行することが認められており、特定粉じん排出等作業の実施の届出も代行を認めて差し支えない。)。このように、特定工事において契約上優位な立場にある発注者に届出が義務付けられることにより、事前調査や届出が円滑に進むと考えられる。
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。
備考	